

# 生活再建に向けて

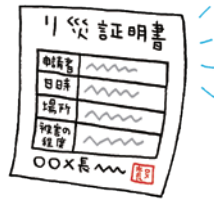
災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。家の片付けや修復作業に取り掛かる前に、今後の支援などを受けるための行動を確認しておきましょう。

## り災証明書と被災証明書

り災証明書や被災証明書は、自然災害や火災による物理的な被害について、町などが認定した証明書です。災害などによって損害を受けた方にとって、保険の請求や、被災者支援の制度を利用する際に必要となることがあります。

### り災証明書

人が住むための住居に対する被害が対象です。申請に基づいて現地調査が行われ、「全壊」「半壊」などの被害区分に認定されます。



#### ● 手続きの流れ

- ① 必要書類を用意する
- ② 明和町役場または、火災の場合は消防署に申請する

#### ● 手続きに必要なもの

- ① 申請書
- ② 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ③ 被害箇所の写真(添付は任意ですが、自己判定方式を希望した場合、被害箇所を撮影した写真の添付が必要。)  
※自己判定方式では、被害箇所を撮影した写真による確認をもって調査に代えるため、現地調査は行いません。自己判定方式で交付されるり災証明書は、住家の被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する場合のみ(被害の程度10%以下)となります。

### 被災証明書

住居以外のもの、例えば、居住を伴わない建物(店舗、事務所、工場など)、屋外の設置物(倉庫や塀など)、自動車、家財などに対する被害が対象です。こちらは現地調査や被害区分の認定はありません。

#### ● 手続きの流れ

- ① 片付けや修理の前に被害状況を写真に残す
- ② 明和町役場に申請する

#### ● 手続きに必要なもの

- ① 申請書
- ② 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ③ 破損したものの写真(破損の状況が分かるもの)



## 担当窓口

明和町 税務課 TEL:0276-84-3111

### 被害状況を写真で記録

#### 屋外

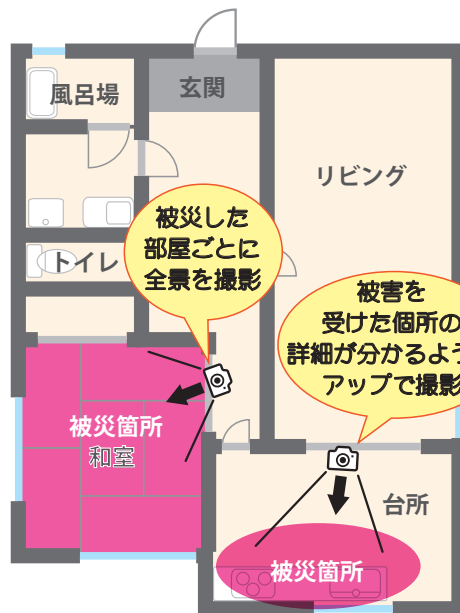
■ カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮影



■ 浸水した場合は浸水の深さも分かるように撮影

#### 屋内

屋内の写真は全体の状況が分かる遠景と、詳細が分かるアップの2種類の撮影を心掛ける



家の片付けなど行う前に、被害状況を写真に撮っておきましょう。町から証明書を取得して支援を受ける際や、損害保険を請求する際に必要です。

